

改 正 案	現 行
<p>様式第 1（第三十条関係） （略）</p> <p>次表の</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">区分所有権</p> <p style="text-align: center;">施行マンションの 敷地利用権</p> <p style="text-align: center;">所有権</p> <p style="text-align: center;">隣接施行敷地の 借地権</p> </div> <p>について下記のとおり</p> <p>権利を処分するので、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 55条第 2 項の規定により承認を申請します。</u> （略）</p> <p>様式第 2（第三十一条関係） （略）</p> <p><u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 56条第 1 項の規定</u> に基づき、下記の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">区分所有権について同法第 71条第 2 項</span> の規定 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">敷地利用権について同法第 70条第 1 項</span> による権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望するので申し出ます。</p>	<p>様式第 1（第三十条関係） （略）</p> <p>次表の</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">区分所有権</p> <p style="text-align: center;">施行マンションの 敷地利用権</p> <p style="text-align: center;">所有権</p> <p style="text-align: center;">隣接施行敷地の 借地権</p> </div> <p>について下記のとおり</p> <p>権利を処分するので、<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 55条第 2 項の規定により承認を申請します。</u> （略）</p> <p>様式第 2（第三十一条関係） （略）</p> <p><u>マンションの建替え等の円滑化等に関する法律第 56条第 1 項の規定</u> に基づき、下記の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">区分所有権について同法第 71条第 2 項</span> の規定 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">敷地利用権について同法第 70条第 1 項</span> による権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望するので申し出ます。</p>

(略)

様式第3 (第三十一条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第56条第3項の規定に基づき、下記の建築物について同法第71条第3項の規定による借家権の取得を希望しないので、申し出ます。

(略)

様式第4 (第三十一条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第56条

第5項  
第6項

規定に基づき、下記の

区分所有権について同法第71条第2項  
敷地利用権について同法第70条第1項

規定による権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望する旨の申出を撤回します。

(略)

様式第5 (第三十一条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第56条

第5項  
第6項

の規定に基づき、下記の建築物について同法第71条第3項の規定によ

様式第3 (第三十一条関係)

(略)

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第56条第3項の規定に基づき、下記の建築物について同法第71条第3項の規定による借家権の取得を希望しないので、申し出ます。

様式第4 (第三十一条関係)

(略)

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第56条

第5項  
第6項

規定に基づき、下記の

区分所有権について同法第71条第2項  
敷地利用権について同法第70条第1項

規定による権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望する旨の申出を撤回します。

(略)

様式第5 (第三十一条関係)

(略)

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第56条

第5項  
第6項

の規定に基づき、下記の建築物について同法第71条第3項の規定によ

る借家権の取得を希望しない旨の申し出を撤回します。

(略)

様式第 6 (第三十三条関係)

(略)

様式第 7 (第四十条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第69条の規定によつて

下記のとおり通知します。

(略)

4 権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日

(権利変換計画の変更の認可を受けた (又は権利変換計画について

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第37条

各号に掲げる軽微な変更をした) 年月日 年 月 日

(略)

様式第 8 (第四十三条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第78条

〔第 1 項  
第 4 項〕

る借家権の取得を希望しない旨の申し出を撤回します。

(略)

様式第 6 (第三十三条関係)

(略)

様式第 7 (第四十条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化等に関する法律第69条の規定によつて

下記のとおり通知します。

(略)

4 権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日

(権利変換計画の変更の認可を受けた (又は権利変換計画について

マンションの建替え等の円滑化等に関する法律施行規則第37条各号

に掲げる軽微な変更をした) 年月日 年 月 日

(略)

様式第 8 (第四十三条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化等に関する法律 第78条

〔第 1 項  
第 4 項〕

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。  
(略)

様式第 9 (第四十三条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律

第70条第1項  
第70条第2項  
第71条第1項

の規定によって、下記の者は下記のとおり権利を失いますので通知します。

(略)

様式第 10 (第四十四条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第83条第1項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定の申立てをします。

(略)

様式第 11 (第四十九条関係)

(第一面)

除却の必要性に係る認定申請書

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。  
(略)

様式第 9 (第四十三条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化等に関する法律

第70条第1項  
第70条第2項  
第71条第1項

の規定によって、下記の者は下記のとおり権利を失いますので通知します。

(略)

様式第 10 (第四十四条関係)

(略)

マンションの建替え等の円滑化等に関する法律第83条第1項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定の申立てをします。

(略)

様式第 11 (新設)

年 月 日

特定行政庁 殿

申請者（管理者等）の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者（管理者等）の氏名又は名称  
及び法人にあつてはその代表者の氏名 印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第1項の規定に基づき、マンションについて除却する必要がある旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1. マンション及びその敷地に関する事項

[地名地番]				
[建築物の階数]	地上	階	地下	階
[延べ面積]	m <sup>2</sup>			
[建築面積]	m <sup>2</sup>			
[構造方法]	造	一部	造	
[用途]				

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 ( )
年	月	日	概要 ( )
年	月	日	概要 ( )
年	月	日	概要 ( )

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

(第三面)

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]

[住所]
[電話番号]
[建築士の場合]
【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
【勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
【勤務先の所在地】
【登録資格者講習の種類】
【講習実施機関名】
【証明書番号】 第 号
【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合]
【勤務先】
【勤務先の所在地】

(注意)

1. 【建築士の場合】の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. 【国土交通大臣が定める者の場合】に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

様式第12 (第四十九条関係)

木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況

(新設)

[欠込みの有無]
[筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態]
[継手又は仕口の緊結の状態]
[防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置の内容]

様式第13 (第五十条関係)

(新設)

除却の必要性に係る認定通知書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

殿

(特定行政庁名) 印

下記による申請書の記載のメンテナンスについて、メンテナンスの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. マンションの位置
3. マンションの概要
  - ①用途
  - ②延べ面積
  - ③その他の事項

様式第14 (第五十二条第一項関係)

(新設)

許可申請書  
(第一面)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実  
に相違ありません。

特定行政庁

殿

年 月 日

申請者氏名 印

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ・電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( )  
登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事  
登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄

※受付欄	※消防関係 同意欄	※建築審査会 同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
平成 年 月 日				平成 年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項



)

【ホ・敷地面積の合計】 (1)  
(2)

- 【ヘ・敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
- 【ト・敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
- 【チ・備考】

【7・主要用途】 (区分) )

【8・建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) )  
【イ・建築面積】 ( ) ( ) ( ) ( )  
【ロ・建蔽率】

【9・延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) )  
【イ・建築物全体】 ( ) ( ) ( ) ( )  
【ロ・地階の住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
)

【ハ・エレベーターの昇降路の部分】  
( ) ( ) ( ) ( )  
【ニ・共同住宅の共用の廊下等の部分】  
( ) ( ) ( ) ( )

【ホ・自動車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
)

【ヘ・備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
)

【ト・蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

)

【チ．自家発電設備の設置部分】

( ) ( ) ( ) ( )

【リ．貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

)

【ヌ．住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ル．延べ面積】

【ヲ．容積率】

【10．建築物の数】

【イ．申請に係る建築物の数】

【ロ．同一敷地内の他の建築物の数】

【11．工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【12．工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【13．その他必要な事項】

【14．備考】

(第三面)

建築物別概要

【1．番号】

【2．構造】

造 一部 造

【3. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【4. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請部分)

請以外の部分) (合計)

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途別】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請部分)

請以外の部分) (合計)

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【5. その他必要な事項】

## 【6. 備考】

(注意)

### 1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

### 2. 第一面関係

- ①申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
  - ②申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
  - ③2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
  - ④設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
  - ⑤※印のある欄は記入しないでください。
- ### 3. 第二面関係
- ①住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
  - ②3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
  - ③4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区

域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条線1型第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(1)は、「イ」(2)の合計とします。

⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

- ⑨建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑬共同住宅については、9欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑭9欄の「ル」の延べ面積及び「ヲ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が

敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヲ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1

⑮6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、「ロ」並びに9欄の「ヲ」は、百分率を用いてください。

⑯ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、13欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4・第三面関係

- ①この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ②この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2

以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

④ 4欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑤ 4欄の「ロ」は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑥ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

⑦ 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、6欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

様式第15（第五十条第二項関係）

（新設）

許 可 通 知 書

第 号

平成 年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

下記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定に基づき、許可しましたので通知します。

記

1. 申請年月日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要  
(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第16 (第五十条第三項関係)

許可しない旨の通知書

第 号

平成 年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき異議申立てをすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から

1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に 被告として（訴訟において を代表する者は となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（理由）

様式第17（第五十三条関係）

買 受 計 画 書

（新設）

決議要除却認定マンションの位置及び住戸の数

〔地名地番〕
〔住宅戸数〕

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

〔氏名又は名称〕
〔住所又は主たる事務所の所在地〕

1. 決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マン

マンションを売却する日までの間における当該決議要除却認定マンションの管理に関する事項

管理の方式	(1) 管理の委託 [相手 (以下「管理業務者」という。) の氏名又は名称] (2) 自ら管理		
管理業務者又は自ら管理する申請者の概要	(1) 以下による。		
	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	当該決議要除却認定マンションの管理を行う事務所		
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく登録	(有・無)	
登録している場合	登録番号		
	登録年月日		
	専任の管理業務主任者		

2. 決議要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期

[買受け予定年月日]	年	月	日
[除却予定年月日]	年	月	日

3. 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

	内 訳	金額 (百万円)
支 出		
	計	

収入		
	計	

4. 代替建築物の提供等に関する計画

[区分所有者又は借家人の意向確認の状況]

[代替建築物の提供等の具体的な方法]

5. 決議要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

6. マンション敷地売却決議の予定時期

[決議予定年月日]                      年    月    日

様式第18 (第五十四条及び第五十五条関係)

認 定 通 知 書  
買 受 計 画 変 更 認 定

認 定 番 号    第    号

(新設)

認定年月日 年 月 日

殿

(都道府県知事等名) 印

下記による申請書の記載の買受計画について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律 [ 第110条第1項 ] の規定に基づき認定しましたので通知します。  
[ 第111条第1項 ]

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
3. マンションの地名地番

備考

不要の部分は消すこと。

様式第19 (第六十一条関係)

(新設)

権利処分承認申請書

殿

年 月 日

権利を処分しよ うとする者	住所	
	氏名	
		印

次表の売却マンションの 区分所有権  
敷地利用権 について下記のとおり

権利を処分するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第140条第2項の規定により承認を申請します。

イ 売却マンションの区分所有権

年 月 日		建物登記簿登記事項					
一棟の建物		専有部分の建物					
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積	階部分
							m <sup>2</sup>

ロ 売却マンションの敷地利用権

年 月 日		(土地・建物) 登記簿登記事項			
所在 及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所在者の住所 及び氏名

--	--	--	--	--	--

記

権利の処 分の内容	区分所有 の 全部 の 敷地利用 の一部		(処分する権 利の割合)
権利の処 分の態様			
権利の処 分の相手 方	住所 氏名		印 方

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地籍」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 権利の処分を売却マンションの区分所有権又は敷地利用権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 5 権利の処分を区分所有権若しくは敷地利用権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 6 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定

---

又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。

7 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所  
の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住  
所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を  
記載すること。

---

様式第20（第六十三条関係）

（新設）

---

分配金取得計画書

(一) 組合員に関する事項（法第142条第1項第1号、第2号、第3号）

組合員		売却マンションの区分所有権			売却マンションの敷地利用権				組合員が取得することとなる分配金の価額
氏名 又は 名称	住所	所在	権利の内容		所在及 び地番	地 目	権利の 種類	権利の内容 (地積及び敷地の 共有持分)	
			専有部分（家屋番 号、建物番号、種 類及び床面積）	共用部分の 共有持分					
法第142条第 1項第1号		法第142条第1項第2号							法第142条第1 項第3号

(二) 売却マンション又はその敷地に関する権利を有する者で、法の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに関する事項（法第142条第1項第4号、第5号）

権利消滅期日において権利を失う者		売却マンションに関する権利				売却マンションの敷地に関する権利				売却マンションに関する権利及びその敷地に関する権利の価額の合計額（A+B）	明渡しによる損失の額	
氏名又は名称	住所	所在	権利の種類	権利の内容		価額（A）	所在及び地番	地目	権利の種類			権利の内容（地積及び敷地の共有持分）
				専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分							
法第142条第1項第4号											法第142条第1項第5号	

(三) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

(四) 権利消滅期日

(五) 分配金及び補償金の支払期日及び支払方法

備考

- 1 この計画書には、各専有部分の室内仕上げ表を添付すること。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則第99条（平成17年法務省令第18号）の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に記載された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第21 (第六十九条関係)

(新設)

権利消滅期日等通知書

年 月 日

登記所 殿

(組合) 事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第148条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション敷地売却事業の名称
- 2 分配金取得計画に係る売却マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利消滅期日 年 月 日  
(変更された権利消滅期日 年 月 日)
- 4 分配金取得計画の認可を受けた年月日 年 月 日  
(分配金取得計画の変更の認可を受けた (又は分配金取得計画についてマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第6

6条各号に掲げる軽微な変更をした) 年月日 年月日 )

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は、直近の変更の日を記入すること。
- 3 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第22 (第七十二条関係)

(新設)

分配金払渡通知書

配当機関殿

年 月 日

(組合) 事務所の所在地

名称及び理事長の氏名 印

マシンの建替え等の円滑化に関する法律第152条の規定において準用する同法第78条 第1項  
第4項の規定によつて、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

1 「差押え」に係る権利の種類  
「仮差押え」

2 「差押え」に係る権利の明細  
「仮差押え」

イ 売却マンションの区分所有権に関する権利

年 月 日		建物登記簿登記事項					
一棟の建物		専有部分の建物					
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積	所有者の住所及び氏名
						階部分 m <sup>2</sup>	

ロ 売却マンションの敷地利用権

年 月 日		(土地・建物) 登記簿登記事項			
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所在者の住所及び氏名

3 「差押え」がされた年月日  
「仮差押え」

4 「差押え」をした機関の名称  
「仮差押え」

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 分配金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地籍」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第23（第七十二条関係）

（新設）

補償金払渡通知書

年 月 日

配当機関殿

(組合) 事務所の所在地  
名称及び理事長の氏名 印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第154条の規定において  
準用する同法第78条 第1項 第4項 の規定によって、下記のとおり払い  
渡すので、通知します。

記

- 1 [ 差押え ] に係る権利の種類  
[ 仮差押え ]
- 2 [ 差押え ] に係る権利の詳細  
[ 仮差押え ]

イ 売却マンションの区分所有権に関する権利

年 月 日		建物登記簿登記事項					
一棟の建物		専有部分の建物					
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住 所及び氏名
						階部分 ㎡	

ロ 売却マンションの敷地利用権

年 月 日		(土地・建物) 登記簿登記事項			
所在	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所在者の住所 及び氏名
及					

地番					
----	--	--	--	--	--

3 「差押え」がされた年月日  
「仮差押え」

4 「差押え」をした機関の名称  
「仮差押え」

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地籍」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

権利喪失通知書

年 月 日

配当機関殿

(組合) 事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第149条

〔第1項〕  
〔第2項〕

の規定によって、下記の者は下記のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 売却マンション又はその敷地に関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う売却マンションを目的とする区分所有権以外の権利、所有権に係る敷地を目的とする所有権、地役権及び地上権以外の権利又は借地権を目的とする権利並びにその価額
- 3 権利消滅期日
- 4 分配金取得計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる売却マンション又はその敷地に関する権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 理事長の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。